

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 宮田 正昭 様 であて名 〒104-0032 日本国東京都中央区八丁堀三丁目25番9号 Daiwa 八丁堀駅前ビル西館8階 特許業務法人 大同特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
国際出願番号 PCT/JP2016/058369		国際出願日 (日.月.年) 16.03.2016	
優先日 (日.月.年) 24.03.2015		国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N21/2362(2011.01)i, H04N5/225(2006.01)i, H04N21/4402(2011.01)i	
出願人又は代理人 の書類記号 SP363395W000			
今後の手続については、下記2を参照すること。			
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul>
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 03.06.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 堀 洋介 電話番号 03-3581-1101 内線 3541	
		5C	3996

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-12	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-12	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2014-534719 A (ドルビー ラボラトリーズ ライセンシング  
コーポレーション) 2014.12.18, 段落 [0034] - [0037],  
[0049] - [0052], 図2, 3, 5 & WO 2013/059116 A1  
& US 2015/0042890 A1 & EP 2769540 A & KR 10-2014-0061538 A  
& CN 103907343 A

文献2 : JP 2015-8361 A (ソニー株式会社) 2015.01.15,  
段落 [0049] - [0054], 図2 & WO 2014/208346 A1  
& CN 105324987 A & KR 10-2016-0023674 A

請求項1-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、進歩性を有しない。

請求項1, 6, 7について、文献1には、ビデオ送達システムにおいて、異なる型のビデオセグメントであるHDRセグメントとSDRセグメントとが時分割多重されてエンコードされたビデオストリーム(所定の光電変換特性を持たせた複数種類の伝送ビデオデータを切り替えて得られる伝送ビデオデータにエンコード処理を施したビデオストリーム)を得ること、ビデオの諸ストリームの選択されたセグメントを組み合わせて複合ストリームを生成し、MPEG-2(所定のフォーマット)でエンコードして送達(コンテナを送信)されること、ビデオストリームは、各セグメントのビデオコンテンツに適用されるべきビデオ等化の型を示すメタデータ(伝送ビデオデータの種類を示す識別情報)を含むこと、及び、メタデータは各セグメントのヘッダ内に含まれてもよいことが記載されている(段落[0034]-[0037], [0049], 図2, 3, 5)。

さらに、段落[0049]-[0052]によれば、表示システム(ビデオストリームの受信装置)は、メタデータの識別に応答してビデオストリーム中のSDRコンテンツおよびHDRコンテンツを識別してSDRコンテンツとHDRコンテンツを等化しているから、文献1の、SDR/HDRコンテンツを識別するメタデータを含むヘッダの挿入位置を、等化切り替えタイミングより所定の時間量以上だけ前のタイミングとすることなど、当業者が容易に想到し得ることである。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 2-4 について、文献 1 には、ビデオ送達システムにおいて、HDR コンテンツとともに送達される SDR コンテンツは、そのコード値を、HDR コンテンツのエンコード方式の全範囲のある部分範囲内のコード値にマッピングすること（第 3 の伝送ビデオデータ）、また、表示システムへビデオストリームを送信するビデオストリーム源において、ビデオストリームは、例えば SDR セグメント（第 1 の伝送ビデオデータ）と HDR セグメント（第 2 の伝送ビデオデータ）とを時分割多重したような、異なる型のビデオセグメントを含むビデオセグメントのシーケンスであり、前記ビデオストリームは、各セグメントのビデオコンテンツに適用されるべきビデオ等化の型を示すメタデータを含むことが記載されている（段落 [0036] - [0037], [0049], 図 2, 3, 5）。文献 1 において、表示システムにビデオストリームを送信するビデオストリーム源がコンテンツを送達する場合に、送信する HDR セグメント及び SDR セグメントに加えて、ビデオ送達システムの、SDR コンテンツのコード値を HDR コンテンツのある部分範囲内のコード値にマッピングしたデータによるセグメントを適用することは、当業者にとって自明である。

請求項 5 について、文献 1 には、各セグメントのビデオコンテンツに適用されるべきビデオ等化の型を示すメタデータを含むことが記載されているから、上述した表示システムへビデオストリームを送信するビデオストリーム源に、SDR コンテンツのコード値を HDR コンテンツのある部分範囲内のコード値にマッピングしたデータによるセグメントを加えて適用する場合において、メタデータにはマッピングしたある部分範囲に関する情報（基準輝度レベルである基準レベル）も含まれることは、当業者にとって容易である。

請求項 8-12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 と、国際調査報告で引用された文献 2 により、進歩性を有しない。

請求項 8-12 について、文献 1 には、表示システムが、HDR ディスプレイを有し、ストリーム源からビデオストリームを送達される（所定フォーマットのコンテナを受信する）こと、ビデオストリームに含まれるメタデータに基づいて SDR コンテンツと HDR コンテンツとを識別し、SDR コンテンツ（第 1 の伝送ビデオデータ）である場合には、SDR コンテンツのコード値を HDR エンコード方式のコード値にマッピングし、HDR コンテンツ（第 2 の伝送ビデオデータ）の場合には、コード値を不変のまま通過させて等化し、HDR ディスプレイに表示させる（識別情報及び表示性能に基づいた電光変換処理を施して表示用画像データを得る）ことが記載されている（段落 [0049] - [0052], 図 5）。

また、上述した表示システムへビデオストリームを送信するビデオストリーム源に、SDR コンテンツのコード値を HDR コンテンツのある部分範囲内のコード値にマッピングしたデータによるセグメント（第 3 の伝送ビデオデータ）を加えて適用する場合において、メタデータには、当該セグメントが SDR、HDR、あるいは SDR を HDR にマッピングしたものであることの情報、及び各セグメントのビデオコンテンツに適用されるべきビデオ等化の型が含まれるといえる。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

一方、文献2には、再生装置が、ビデオストリームに含まれる符号化データを復号（デコード処理）し、HDRビデオ（第2の伝送ビデオデータ）を生成すること、さらに、出力する表示装置がSTDモニタを有する場合（表示性能が通常ダイナミックレンジであるとき）、ビデオストリームから抽出された `tone mapping` 定義情報を用いて、復号して得られたHDRデータをSTDデータに変換（ダイナミックレンジ変換）して、得られたSTDデータを表示装置に出力する（通常ダイナミックレンジ電光変換特性による電光変換を施して表示用画像データを得る）ことが記載されている（段落 [0049] - [0054]，図2）。

文献1と2の発明は、HDRコンテンツデータを伝送して適切に表示するという点で同一の技術課題を有するから、文献1の表示システムに、文献2に記載のHDRデータをSTDデータに変換してSTDモニタに出力することを適用することは、当業者にとって容易である。